災害等見舞金制度実施規程

東京都社会福祉協議会

社会福祉法人経営者協議会

１　この制度は自然災害等により被害を受けた会員法人に対し、見舞金を贈り、もって相互扶助に資することを目的とする。

２　対象とする災害は以下のとおりとする。

（１） 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用災害。

（２）新型のウイルス感染症等の感染者発生による被害。

３　以下の場合について見舞金を贈ることができる。

（１）施設建物並びに建物付属設備への被害。とくに、建物付属設備については、施設運営上不可欠な設備とする。

（２）複数名の利用者及び職員が新型のウイルス感染症等の感染により、事業実施に甚大な支障が生じた場合。

４　見舞金の金額は以下の通りとし、当該年度の予算の範囲の支出とする。

1. 災害救助法適用災害の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 床下浸水または一部損壊 | １万円 |
| 床上浸水または半壊以上の被害 | ３万円 |

1. 新型のウイルス感染症等の感染者発生の場合　１万円

　　　なお上記の見舞金は、当該年度において１法人１回とする。

５　災害見舞いの実施にあたっては、被災後または感染者発生後1 年以内に、 経営者協議会会長への申請による。

附則

1. 本規程は令和２年7月17日より実施し、令和２年４月に遡及し適用する。